

板橋区子ども・子育て会議傍聴規程

(平成 25 年 12 月 1 日子ども家庭部長決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、板橋区子ども・子育て会議条例施行規則（平成 25 年 10 月 30 日東京都板橋区規則第 75 号。以下「規則」という。）第 4 条に基づき、板橋区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の許可)

第 2 条 会議の傍聴を希望する者は、板橋区子ども・子育て会議会長（以下「会長」という。）に対して、会議開始時刻までに書面（別記様式 1）により傍聴を申し込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式 2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、会議の会場に入室することができない。

3 会議の傍聴を希望する者が傍聴者の定員を超えた場合は、第 1 項の手続きで申込んだ順により決定するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

(1) 傍聴の申込者数が傍聴者の定員に満たない場合。

(2) 会議開催当日、傍聴申込み予約のキャンセル等により傍聴者の定員に満たなくなった場合。

4 傍聴券の交付に係る事務は、子ども家庭部子ども政策課が所管する。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを子ども家庭部子ども政策課に返還しなければならない。

(傍聴者の定員)

第 3 条 傍聴者の定員は、会議ごとにその都度設定し、事前に公表するものとする。

(傍聴席に入れない者)

第 4 条 会長が、次の各号の一に該当すると認める者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 傍聴券を携帯していない者。

(2) 兇器の類を携帯した者。

(3) 酩酊した者。

(4) 異様の扮装をなした者。

(傍聴者の遵守事項)

第 6 条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯してはならない。

(2) 傘、杖（会長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。

(3) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んで

はならない。

- (4) 傍聴中、私語をしてはならない。
- (5) 発言又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明してはならない。
- (6) 酒気を帯びてはならない。
- (7) 会議中にみだりに席を離れてはならない。
- (8) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしてはならない。
- (9) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (10) 写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。
- (11) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。
- (12) その他会議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴者の入退室)

第7条 傍聴者の入退室は、次の各号による。

- (1) 会議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- (2) この規程に違反し、子ども家庭部長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。
- (3) 会長が規則第4条の規定により、会議を非公開としたときは、傍聴者は速やかに退室しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、子ども家庭部長が判断するところに従う。

付 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。